

【山梨運輸支局・自動車検査独立行政法人・軽自動車検査協会よりお知らせ】

年末年始の業務取扱いについて

《年末における業務は12月28日まで》

山梨運輸支局・自動車検査独立行政法人・軽自動車検査協会から標記業務取扱いについて次のとおり連絡がありました。

12月	14日（水）まで	年内に検査・登録を行う改造自動車及び並行輸入自動車の事前審査の届出事案の受付
	28日（水）まで	その他の事案の受付

1月	4日（水）から	一般業務
	4日（水）から	予約による検査業務

なお、年末業務の繁忙に伴い窓口及び構内の混雑が予想されます。
検査・登録等の申請手続きはお早めに実施されますようご協力をお願いします。

年末年始の輸送等安全総点検実施について

（自動車分解整備事業者関係）

関東運輸局 山梨運輸支局

標記について、平成17年12月10日（土）から平成18年1月10日（日）までの間、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施する旨、関東運輸局長から通達があり、本通達に基づき自動車分解整備事業者関係の実施事項を下記のとおり定めましたので、総点検の趣旨を十分了知され、効果的かつ積極的に推進されますようお願い致します。

記

期 間 平成17年12月10日（土）～平成18年1月10日（火）

年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施事項は次によります。

各事業者においては、総点検最高責任者及び各事業所に実施責任者を選任し、適正な整備作業の励行をお願いします。

1. 事業場内の点検及び適正な整備作業の徹底

- (1) 事業場内の整理・整頓及び点検整備作業用機器の点検を励行し、機器の精度維持を図ること。
- (2) 適正な点検・整備作業及び確実な検査作業の徹底。
- (3) 定期点検整備の普及・促進を図ること。
- (4) 車両の不正改造の防止。特に、暴走行為及び過積載を助長するような不正改造の防止の徹底。
- (5) 路上整備、違法駐車は行わないこと。

2. 総点検の趣旨の徹底

- (1) 各事業所には、垂れ幕、立看板等を掲出するとともに、実施事項を掲示するなど総点検趣旨の徹底を図ること。
- (2) 一般使用者に対し、車両の安全性を確保するため、日常点検及び定期点検整備の励行と啓蒙を図ること。

3. その他

全従業員に対し、飲酒運転の防止、シートベルトの着用、最高速度の遵守及び運転中の携帯電話の使用禁止等安全運転意識の高揚を図ること。